

魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅要支援被保険者 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

(2) 居宅要支援被保険者等 省令第140条の62の4に規定する被保険者をいう。

(3) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。

(4) 指定事業者 市が法第115条の45の5の規定に基づき、魚津市介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年魚津市告示第23号）により介護予防・生活支援サービス事業のサービスを適切に提供できる事業所として指定した事業者をいう。

(5) 旧介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。

(6) 旧介護予防通所介護 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

(7) 地域包括支援センター等 法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託に基づいて介護予防ケアマネジメントを実施する居宅介護支援事業者をいう。

(総合事業の実施)

第3条 市長は、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し

て、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止の支援及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある日常生活の実現を図るため、総合事業を実施する。

2 市長は、総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）として、次に掲げる事業を行うことができる。

（1） 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する事業であって、居宅要支援被保険者等の居宅において、掃除、洗濯、調理、買物その他日常生活における家事の支援又は運動器機能及び口腔機能の向上、栄養改善、認知機能改善その他生活機能の低下予防の支援を行うもので、次に掲げるもの

ア 介護予防訪問介護相当サービス（訪問介護員等による旧介護予防訪問介護に相当する基準により提供されるサービスをいう。）

イ 訪問型サービスA（旧介護予防訪問介護に係る基準より緩和した基準により提供されるサービスをいう。）

ウ 訪問型サービスB（地域の住民を主体として有償又は無償のボランティア等により提供されるサービスをいう。）

エ 訪問型サービスC（3か月から6か月までの短期間で保健・医療の専門職により提供されるサービスをいう。）

オ 訪問型サービスD（サービス事業と一体的に行われる移動支援及び移送前後の生活支援として提供されるサービスをいう。）

（2） 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業であって、市長が認める施設等において、運動器機能及び口腔機能の向上、栄養改善、認知機能の改善及び予防、その他生活機能の向上及び低下予防の支援を行うもので、次に掲げるもの

ア 介護予防通所介護相当サービス（通所介護事業者の従事者による旧介護予防通所介護に相当する基準により提供されるサービスをいう。）

イ 通所型サービスA（旧介護予防通所介護に係る基準より緩和した基準により提供されるサービスをいう。）

ウ 通所型サービスB（地域の住民を主体として有償又は無償のボランティア等により提供されるサービスをいう。）

エ 通所型サービスC（3か月から6か月までの短期間で保健・医療の専門職により提供されるサービスをいう。）

（3） その他の生活支援サービス 法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるもの

(4) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業であって、居宅要支援被保険者等の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、その選択に基づき、利用するサービス事業の種類、内容、これを担当する者等を定めた計画の作成などの支援を行うもので次に掲げるもの

ア ケアマネジメントA (介護予防支援と同様の基準により提供される介護予防ケアマネジメントをいう。)

イ ケアマネジメントB (介護予防支援に係る基準より緩和した基準により提供される介護予防ケアマネジメントをいう。)

ウ ケアマネジメントC (サービス事業の利用開始に際して1度のみ提供される介護予防ケアマネジメントをいう。)

3 市長は、総合事業のうち一般介護予防事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

(5) 一般介護予防事業評価事業

(総合事業の一般原則)

第4条 総合事業を実施する者(以下「総合事業実施者」という。)は、高齢者の意思及び人格を尊重して、常に高齢者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 総合事業を実施する者は、当該事業内容の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の総合事業実施者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

(サービス事業の実施方法)

第5条 市長は、次に掲げる方法によりサービス事業を実施する。

(1) 法第115条の45の3第1項に基づく指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、補助により地域の人材や社会資源の活用を図ることができる者に対する補助による実施

(4) 市による実施

2 前項第1号の実施においては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による

改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防サービス費用の額の算定に関する基準等」という。）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「居宅サービス費用の額の算定に関する基準等」という。）に定める訪問介護及び通所介護の各基準の例による。

3 前項のほか、サービス事業の実施方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（サービス事業の対象者）

第6条 サービス事業の対象となる者は、居宅要支援被保険者等とする。

（サービス事業の申請）

第7条 サービス事業を利用しようとする者（居宅要支援被保険者を除く。以下「申請者」という。）は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業利用（更新）申請書（様式。以下「申請書」という。）に基本チェックリスト及び介護予防サービス計画作成・介護予防マネジメント依頼（変更）届出書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、申請者に代わり、当該申請者から介護予防マネジメントの依頼を受けた地域包括支援センター等が行うことができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、事業対象者に該当する場合は、当該申請者の被保険者証に事業対象者と認定した旨及び基本チェックリストの実施日等を記載するものとする。

（事業対象者の認定期間）

第8条 事業対象者の認定期間は、事業対象者となった日（前条の申請をした日をいう。）から、当該日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、当該日の属する月から起算して2年を経過する月の末日までとする。

3 事業対象者は、サービス事業の利用を終了しようとするときは、基本チェックリストを記入のうえ、市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出のあった日の属する月の末日を当該事業対象者の認定期間の終了日とする。

(事業対象者の認定の更新)

第9条 事業対象者は、前条に規定する認定期間の満了後において引き続きサービス事業の利用を希望するときは、当該認定期間の満了日の60日前から満了日までの間に、申請書に基本チェックリスト及び被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、事業対象者の更新において準用する。

(サービス事業に要する費用の額)

第10条 指定事業者により実施するサービス事業に要する費用(以下「サービス事業費」という。)の額は、市長が別に定める。

(サービス事業費の算定に係る届出)

第11条 指定事業者は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における注意点について(平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知)」の規定によるサービス事業費を算定しようとするときは、あらかじめ市長に対して届出を行うものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第12条 市長は、居宅要支援被保険者等が指定事業者の実施するサービス事業を利用したときは、法第115条の45の3第1項に基づきサービス事業支給費として、当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度(以下「支給限度額」という。)において、次の各号に掲げるサービスの種類ごとに、当該各号に定める額を支給する。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 第10条の規定により算定されたサービス事業費(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。以下「算定サービス事業費」という。)の100分の90(サービスを利用する居宅要支援被保険者等が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合にあつては、100分の80に相当する額とし、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合にあつては、100分の70に相当する額)

(2) 指定事業者が実施する訪問型サービスA及び通所型サービスA

算定サービス事業費の100分の90（サービスを利用する居宅要支援被保険者等が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合にあっては、100分の80に相当する額とし、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合にあっては、100分の70に相当する額）

（介護保険料滞納者に係る支払方法の変更）

第13条 市長は、介護保険料を滞納している居宅要支援被保険者等が当該保険料の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認められる場合を除き、法第115条の45の3第3項の規定は、適用しないことができる。

（算定サービス事業費の支払の一時差止）

第14条 市長は、サービス事業による給付を受ける居宅要支援被保険者等が介護保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、算定サービス事業費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

（給付制限）

第15条 法第69条第1項及び第2項の規定は、サービス事業に係る事業対象者の認定について準用する。この場合において、市長は、サービス事業給付を受ける居宅要支援被保険者等に介護保険料徴収権消滅期間があるときは、サービス事業の給付を制限することができる。

2 市長は、サービス事業の給付を受ける居宅要支援被保険者等が法69条に規定する給付減額等の記載を受けているとき（前項の規定により準用する場合を含む。）は、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した算定サービス事業費について、第12条中「100分の90」及び「100分の80」とあるのは「100分の70」と、「100分の70」とあるのは「100分の60」とする。

（支給限度額）

第16条 居宅要支援被保険者がサービス事業（指定事業者により提供されるサービスに限る。この条において同じ。）を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度額基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算出した額とする。

2 事業対象者がサービス事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1に

係る支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算出した額とする。ただし、当該事業対象者の自立支援を推進するサービス事業として市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(サービス事業支給費の審査及び支払)

第17条 市長は、法第115条の45の3第3項の規定により、サービスを提供した指定事業者からの請求に基づき、当該居宅要支援被保険者等に代わり当該指定事業者に対して、第12条に規定するサービス事業支給費を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、法第115条の45の3第4項の規定により、当該居宅要支援被保険者等に対しサービス事業支給費の支給があったものとみなす。

3 指定事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)に基づき、市長に対してサービス事業支給費の請求を行うものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、前2条の規定、予防サービス費用の額の算定に関する基準等及び居宅サービス費用の額の算定に関する基準等に照らして当該請求に係る審査を行うものとする。

5 市長は、法第115条の45の3第6項の規定により、指定事業者からのサービス事業支給費の請求に対する審査及び支払に関する事務を富山県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(居宅要支援被保険者等に対する領収証の交付)

第18条 総合事業実施者は、サービス事業の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第19条 市長は、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の規定により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

3 前項のほか、高額介護予防サービス費等相当事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般介護予防事業の実施方法)

第20条 市長は、次に掲げる方法により一般介護予防事業を実施する。

(1) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適

合する者に対する委託による実施

(2) 省令第140条62の3第1項第2号の規定に基づき、補助により地域の人材や社会資源の活用を図ることができる者に対する補助による実施

(3) 市による実施

2 前項のほか、サービス事業の実施方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般介護予防事業の対象者)

第21条 一般介護予防事業の対象となる者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(総合事業の利用料等)

第22条 市長は、総合事業を市の直接実施又は委託の方法により実施するときは、居宅要支援被保険者等及び前条に規定する対象者（以下「利用者」という。）に対して総合事業に要する費用の一部（以下「利用料」という。）を負担させることができる。

2 利用者は、総合事業の実施の際に生じる食費、原材料費等の実費を負担するものとする。

3 利用者は、利用料及び実費を総合事業実施者に直接納付するものとする。

4 前各項のほか、総合事業の利用料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(総合事業の評価)

第23条 総合事業実施者は、市長が別に定める方法により、総合事業の実施について評価を行うものとする。

(報告)

第24条 市長は、総合事業の実施に関して必要があると認めるときは、当該事業の利用者又は当該事業の総合事業実施者に対して報告を求めることができる。

(指導監査)

第25条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、当該事業の総合事業実施者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(関係機関との連携)

第26条 市長は、総合事業を実施するにあたり関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される者の早期発見に努めるほか、支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第27条 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情等に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置その他必要な措置を講じ

るものとする。

(不正利得の徴収)

第28条 市長は、偽りその他不正の手段により、総合事業の利用者又は総合事業実施者が市から当該総合事業に係る給付を受けたときは、当該利用料又は事業にかかる事業費の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第29条 総合事業実施者は、当該総合事業に係る帳簿及び関係書類をその完了の日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年3月22日魚津市告示第22号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日魚津市告示第117号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日魚津市告示第116号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

様式（第7条関係）

魚津市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業利用（更新）申請書

年 月 日

魚津市長 あて

魚津市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ		男・女
申請者氏名		
生年月日	明・大・昭 年 月 日（ 歳）	
住 所	魚津市 電話番号	
介護保険 被保険者番号		
前回（現在）の 介護保険認定 等状況	要支援1・要支援2・事業対象者	
	有効期間 年 月 日 から 年 月 日 （前回基本チェックリスト実施日 年 月 日）	
申請理由		
希望する サービス	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス <input type="checkbox"/> 通所型サービス <input type="checkbox"/> 生活支援サービス	

申請にあたっては次のことについて誓約します。

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業（以下「事業」という。）を利用するにあたり、基本チェックリストの内容や個人に関する情報を、地域包括支援センターや事業を実施する事業者など関係機関へ提供することを了承します。
- 2 事業の利用にあたり利用料や自己負担、高額介護予防サービス費等相当事業等の算定のために必要のある場合は、市民税の課税状況や介護保険料の支払状況について、市長が税務関係課に調査することに同意します。
- 3 この事業で得られた個人に関する情報を統計処理することに同意します。

申請者氏名 _____

（ 代理者氏名 _____ 印 申請者との関係 _____ ）